

V-1-[2] 在学青少年に対する社会教育の在り方について

[昭和49年4月26日 社会教育審議会建議]

まえがき

これから教育を進めるに当たっては、生涯教育の観点から、青少年の人間形成に対する家庭教育、学校教育、社会教育相互の補完的な役割を明らかにし、教育全体の体系整備を図ることが必要である。このことについては、さきの社会教育審議会(昭和46年4月30日)及び中央教育審議会(昭和46年6月11日)の答申において既に指摘されているところであるが、本審議会青少年教育分科会はこれを具体化するため、これまで極めて不十分であった在学青少年(小・中学校及び高等学校に在学する児童・生徒)に対する社会教育の在り方、特に家庭教育、学校教育と社会教育との連携の在り方を明らかにするため、昭和46年10月以来今日まで検討を続けてきた。

この間、昭和48年7月に中間まとめを発表し、教育関係の機関・団体をはじめ広く関係者の意見を求め、これらの意見を参考にして引き続き検討を重ね、このたび、本審議会としての結論を得たので、文部大臣に建議することとした。

その要点は、次のとおりである。

第一は、青少年期において豊かな人間形成を図るためには、従来の学校教育のみに依存しがちな教育に対する考え方を根本的に改め、家庭教育、学校教育、社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮しながら連携し、相互に補完的な役割を果たし得るよう総合的な視点から教育を構想することが重要であることを指摘した。

第二は、最近の急激な社会構造の変化によって、青少年を取り巻く教育環境が大きく変わりつつある現実を踏まえ、少年期及び青年期の生活やその成長発達上の課題に応じて社会教育の果たすべき役割を明確にした。

第三は、家庭教育、学校教育、社会教育三者の特質を吟味して、相互の連携の方向を示すとともに、特に学校教育と社会教育との連携については、その境界線上にある教育活動の位置づけについての考え方を整理した。

第四は、このような三者の連携を実現するためには、今日著しく立ち後れてる社会教育の諸条件、すなわち、指導者の養成、施設の整備、団体活動の充実及び地域社会の協力体制などについて、速やかに拡充整備する具体的方策を提示した。

以上の趣旨に基づき、今後、家庭教育、学校教育と社会教育との連携を図り、在学青少年に対する社会教育活動を促進するためには、親、教師、社会教育関係者はもとより、広く国民がこのことの意義についての理解を深め、積極的に協力することが必要である。

また、現在、学校教育の内容及び入学試験制度の在り方について検討が進められているが、これらは、在学青少年の社会教育活動を促進する上で深い関係をもつだけに、その改善が強く期待される。

行政当局は、この建議に基づき、在学青少年に対する社会教育活動の振興を図るため、早急にその諸条件の充実整備に努めるよう要望する。

1. 在学青少年の生活と志向

現在、小・中学校の児童・生徒は1,400万人高等学校の生徒は400万人を数え、従来、減少傾向にあった児童・生徒数は、ここ数年の小学校の児童数の増加に伴い、今後再び増大する傾向を示している。特に高等学校への進学率は年ごとに上昇の一途をたどり、昭和48年度には89%を超え、10年前の進学率(昭和38年度66.8%)に比べると飛躍的に上昇している。このような高等学校教育の急速な普遍化によって、該当年齢層の青年の大部分が在学しているのである。

もともと、小・中・高等学校に在学している青少年(以下、小・中学校の児童・生徒を「少年」と、高等学校生徒を「青年」という。)は、学校だけではなく、家庭や地域社会においても各種の学習体験を得るなど、それぞれの生活の場から教育的な影響を受けながら成長するものであるが、最近における急激な社会構造の変化は、青少年を取り巻く家庭、学校、社会の教育機能とそれら

の相互関係の在り方に大きな変化をもたらした。また、在学青少年の興味・関心、能力などの多様化が目立つようになってきた。

このような状況の下で青少年の人間形成を図るためには、青少年の生活の実態を把握し、青少年が当面している問題を総合的に解決することが必要である。この観点から、最近の青少年の生活の実態を検討してみると、その志向との間に懸隔が生じていることが各種の調査等によっても明らかである。

まず第一は、青少年の多くが、自然との接触を望みながらその実現がますます難しくなりつつあることである。人間は、本来、自然にあこがれ自然との接触を求める強い欲求をもつものであるが、特に、青少年にとって自然との接触は、その心身の健全な成長発達を図る上で極めて重要な意義がある。しかし、最近の急激な都市化、工業化によって、人々の生活環境から自然が急速に失われつつある。このため、大都市はいうまでもなく、これまで比較的自然に恵まれていた地域においても、青少年が自然に接する機会は次第に少なくなっている。

第二は、青少年の多くが、余暇を屋外での身体的な活動に当てることを志向しながらも、実際には室内で過ごしていることが多いことである。

少年の余暇利用についての志向を見ると、屋外の広場でのスポーツや遊びなどを挙げるものが多いが、その実態を見ると、室内でのテレビ視聴や各種のゲーム等の非活動的な遊びで過ごしているものが多い。その理由としては、今日、テレビ視聴が日常生活の中で習慣化されていることも考えられるが、適当な遊び場がないことが挙げられる。土曜日の午後や日曜日は、少年にとって屋外で自由に活動する格好の機会であるのに、この場合も一般に屋外活動は活発ではない。これは、現実には身近に適当な活動の場がない、勉強等のために余暇時間がないなどの理由によるものであろう。

青年の場合にも、旅行や趣味・スポーツなどを志向しながらも、余暇がない、身近に施設がない、仲間がいないなどの理由で、これらの志向が実現されておらず、現実には家庭でテレビ・ラジオやレコードなどを独りで視聴して時間を費やしているものが多い。つまり、少年、青年に共通して見られる余暇の過ごし方の特徴は、室内で独りで過ごす傾向が著しくなっていることである。

第三は、青少年の多くが、学校の内外において数多くの親しい友人を求めながらも、実際には少数の友人に限られているということである。

少年の時期は、成長するにつれて人間関係の志向が、次第に周囲の大人たちから仲間集団における友人関係に移行していくものである。したがって、この時期に広く年齢等の異なる友人と交わることの意義は大きい。こうした友人は、主として遊びを通じて得られるわけであるが、前述したように、遊び場の不足などによってごく少数の限られた友人と遊んでいるものが多い。

青年の時期は、人生の意義の探究や将来の生活設計とも関連して、友人関係において相互に深い結び付きを求め合うものである。青年の多くは、学校生活への期待として心を打ち明けて話し合える友人を求めているが、現実には、数の上ではかなりの友人を得ているものの、その結び付きの深さについては満足していないものが多い。

第四は、青少年の多くが、学校とは別個の組織である青少年団体への参加を志向しながら、実際には加入しているものが極めて少ないことである。言うまでもなく、青少年がその自発的な意志に基づいて団体活動に参加することは、自主性、実践性を培い、仲間との連帯意識を育てるなど、極めて重要な意義をもつものである。また、このことは社会参加の機会ともなると考えられる。現在青少年が団体の活動として望んでいるものとしては、スポーツ・レクリエーション、趣味などが多い。しかし、現状における青少年の団体活動の大部分は、学校のクラブ活動やいわゆる部活動への参加となっており、学校外の青少年団体への加入率は極めて低い。

以上のように、今日の青少年は、その自発的活動のもととなる志向が、現実の生活において満たされていない場合が少なくない。

さらに、我が国では、青少年の多くが上級学校への受験のために過度の勉強を強いられ、これが精神的にも大きな負担となっている事実を見逃すことはできない。また、今日の青少年が体格に比して体力が伴わないことや、自己主張が強い割には思いやり、我慢強さ、責任感などに欠けることがしばしば指摘されている。

このような青少年の実態と問題点を考えるとき、その豊かな人間形成を図るためには、青少年教育の在り方について総合的に

検討することが必要である。

2. 青少年教育への反省

青少年の人間形成に対して家庭、学校、社会が果たしてきた役割を振り返ってみると、これまでに、学校教育に大きな期待が掛けられ、教育は学校を中心に進められてきたといえる。しかし、家庭や地域社会が果たしてきた役割もまた大きなものがあり、その意味では、三者の間におのずから役割分担が行われていたといえよう。

ところが、最近の急激な社会構造の変化によって、青少年を取り巻く教育環境は著しく変わってきた。家庭について見ると、核家族化が進み、子供の数が少なくなり、生産の場としてよりも消費が中心となる生活に移行し、従来、家庭がもっていた教育機能が次第に変化してきた。学校について見ると、在学青少年の興味・関心、能力などが多様化し、学校における活動だけではこれに対応することが難しくなっている。また、社会について見ると、都市化の発展が次第に人々の連帯意識を弱め、それに伴って地域社会のもつ教育機能が低下し、一方、科学技術の進歩や産業経済の高度成長によって人間と自然との不調和を生ずるようになった。また、テレビ・ラジオ、雑誌等のマスコミによる情報が氾濫し、青少年が直接これに接触して様々な影響を受けやすくなった。

このような事情から、青少年の教育環境の変化に対処して、改めて青少年の人間形成に対する家庭教育、学校教育、社会教育の役割と、それらの相互の連携の在り方が検討されなければならないのである。社会教育における従来の青少年教育の在り方についても、深く反省する必要がある。これまで我が国においては、社会教育は学校教育を終えた者に対するものであるかのように考えられ、社会教育における青少年教育は主として勤労青少年を対象とし、学校教育の補充と見なされがちであった。したがって、青少年とはいいながら、高等学校に在学している青年はもとよりのこと、小・中学校に在学している少年を対象とした社会教育は、全般的には極めて不十分であった。このようなことから、少年と青年の各時期に応じた社会教育の課題を明らかにする試みは、最近まで見られなかったのである。

今後の社会教育における青少年教育は、これまでの在り方を改め、在学青少年を含めたすべての青少年を対象とし、少年及び青年の発達段階に応じた社会教育独自の役割を明らかにするとともに、家庭教育、学校教育との十分な連携の下に進められる必要がある。

3. 連携の意義と社会教育の役割

(1) 連携の意義

青少年の豊かな人間形成を図るためには、家庭、学校、社会のそれぞれの教育が独自の機能を発揮し調和を保ちながら連携を進めることが必要である。このためには、連携の領域や内容などを明らかにして、相互の補完関係を成立させなければならない。このことは、さきにも述べたような青少年の志向や社会構造の変化に伴う生活条件の変化などに対応して、これからの青少年教育を充実発展させるために極めて重要なことである。

家庭教育、学校教育、社会教育の望ましい連携を実現するために必要なことは、まず三者の教育上の特質を明らかにすることである。それぞれの特質を概括的に述べると次のとおりである。

すなわち、教育活動の場及び対象について見ると、家庭教育は、血縁関係で結ばれた家庭という生活の場で親が子に対して行うところにその特質が見いだされる。学校教育は、学校という特別な教育環境において同年齢の児童・生徒で編制された学級を基礎として行われ、学級の構成員は、少なくとも学年期間中は一定して、資格を備えた教師が指導に当たる。社会教育は、日常生活が営まれる地域社会の中で年齢など多様な青少年の自発的な参加によって進められ、参加者は流動的であり、指導は有志者によって行われることが多い。

教育の内容、方法について見ると、家庭教育は、子供の成長発達にかかわる本来的な教育の役割をもつものであり、親と子の触れ合いを通じて生活習慣の形成や望ましい心情や態度を養うところに特質がある。学校教育の学習内容は、学習指導要領によってその基準が定められ、概して基礎的、原理的、体系的であり、授業時間もあらかじめ計画され、固定している。社会教育の学習内容は、学習者が生活の中で必要なものを自主的に選択することができるので、実際的で多方面にわたり、学習時間もその場の条件に即応する弾力性をもっている。

三者の連携は、例えば、家庭教育で養われた心情や態度を社会教育活動を通じて社会的に深めたり、学校で学んだ原理的な事柄を社会教育の場で実践し、また、社会教育で体験した実践的な事柄を学校教育を通じて更に体系的に深めるといったことであり、このような三者の連携によってそれぞれの教育効果を一層高めることができるのである。

(2) 社会教育の役割

このような観点から、青少年に対する社会教育の役割を明らかにするためには、前述した青少年の生活実態や今日の社会的変化などを配慮しながら、少年及び青年の発達段階に即して、社会教育はどのような学習体験を、どのような方法で提供できるかについて検討しなければならない。

〔少年に対する社会教育の役割〕

少年の時期は、その発達段階の前半において、身体的な機能が一応整い、情緒的にも安定し、自己を主張するとともに集団生活ができるようになる。そして、身体的な機能の充実に伴い身体的活動に積極的な関心をもつとともに外界への興味・関心が強くなり、知識欲、冒険心なども高まる。その後半においては、情緒的な感受性が高まるとともに、仲間意識、集団意識が強くなり、仲間との生活の中に安定を求めようになる。この時期はまた、義務教育就学期であって、学校においては共通の学習に主眼が置かれるから少年一人一人の多様な欲求がすべて満たされるとはいえない。

したがって、この時期における社会教育の主眼は、少年が身体的活動への関心や知識欲・冒険心などを高め、自発性に基づく多面的な活動を展開し、特に、仲間との集団活動を通じて家庭や学校では期待しにくい学習体験をもつことによって、その成長発達を促すところにあるといえよう。

すなわち、少年が家庭や学校環境の制約を離れて自ら考え決定し、実行するといういわば自己の力を試すことを通じてその自発性を育て、また、年齢の異なる仲間との集団活動を通じてその社会性を養うところに、社会教育独自の役割があるといえることができる。このため、少年の自発的な、しかも多様な諸活動が展開できる環境、例えば、自然環境、スポーツや遊びの場、また文化的、科学的な興味・関心を追求できるような場などが十分に準備されなければならない。特に今日、少年が、例えば少年自然の家を利用して自然に親しみ、自然の中で遊び鍛錬することなど、その健全な心身の成長を図る上で極めて重要なことである。

〔青年に対する社会教育の役割〕

青年の時期は、これまで外界へ向けられていた興味や関心が次第に自己の内面に向けられるようになり、成人への過渡期として情緒的にも不安定である。この時期の特徴は、精神的、身体的な機能がより充実し、自己の欲求に基づく自己主張の傾向が強いことであるが、この傾向は、実際的、社会的な経験を欠くために、ともすれば成人や既存の価値への反発として、学校や社会に対する画一的、公式的な批判や行動となって現れやすい。また、人格的な触れ合いを求めながらこれが果たせないことなどによる孤独感や疎外感などは、進学の問題などともからんで一層強まる傾向がある。

したがって、この時期における社会教育の主眼は、青年が、その個性、能力に応じた体育的、文化的、生産的な自主的活動を積極的に展開するとともに、特に、現実社会における各種の集団活動を通じて実際的、社会的経験をもちこむことによって、その社会性の発達を図ることにあるといえよう。

すなわち、青年が、自ら志向する各種の活動を積極的に展開することを通じて、その主体的な態度や行動を助長し、また、学校外の各種の集団活動に参加することを通じて、自己の役割と責任を自覚するなど社会的経験をさせることは、社会教育独自の役割といえることができる。

このため、青年の自主性に基づく体育的、文化的、生産的な諸活動が十分に行われる機会と場が、日常生活が営まれる地

域社会にはもとより、広域的にも豊富に整備されなければならない。特に今日、青年が、例えば少年団体指導者として活動したり、地域社会の奉仕活動に参加したりするなど、ボランティアとして進んで地域社会形成の諸活動に貢献できるように配慮することは、極めて重要なことである。

4. 家庭教育、学校教育と社会教育との連携の方向

(1) 連携の範囲

三者の教育活動の連携の範囲は、社会教育の条件が整備されるに伴い、その範囲が多方面にわたると考えられる。例えば、青少年の知識、技能の習得について考えてみると、図書館、博物館などの社会教育施設や放送を利用することなどは、青少年がその興味・関心に基づいて自発的にその学習内容を選択して行う教育活動であって、家庭や学校とは異なった条件の中でその個性、能力などを伸ばすことが期待できるものである。社会性を養うことについて考えてみても、青少年が多様な団体活動に参加し、その活動を通じて、規律、協同、友愛の心情や連帯感を深めることが期待できる。また、芸術や趣味に関する活動を通じて一層情操の涵養が図られる。さらに、健康の増進、体力の向上についても、青少年が家庭や学校の環境を離れて恵まれた自然環境や社会体育施設などを利用することによって、格段の成果が期待されるのである。

このように、青少年の学校外の諸活動は、社会教育条件が整備されることによって一層促進され、広範多岐にわたることになるから、家庭教育、学校教育と社会教育との連携の範囲はおのずから拡大されるとともに、その内容、方法も極めて多様になると考えられる。

(2) 三者の連携の方向

三者が具体的にどの領域において相互補完の成果を上げることができるかについて、家庭教育と社会教育との関係及び学校教育と社会教育との関係について、それぞれの特質に基づいて連携の方向を整理すると次のように述べることができる。

〔家庭教育と社会教育〕

家庭教育は親の子に対する私的な教育であって、子供の発達にとって本来的な教育の役割を果たすものである。すなわち、親の子に対する教育的な配慮は、家庭、学校、社会において行われる教育の全体に及ぶのであって、その意味では、家庭教育は青少年の人間形成の全体にかかわっているといえる。しかし、親は家庭内において子供の発達にとって必要な教育のすべてを自ら行い得るわけではなく、子供の発達段階に即して特定範囲の教育を学校教育や社会教育にゆだねなければならなくなる。ここに家庭教育と社会教育との連携という考え方が生じてくる。この場合、青少年を対象とする社会教育に携わる者は、青少年に対する家庭教育が乳幼児から引き続いて人間形成の基本を培うものであること、また、最近の社会変動によって家庭の教育機能が従前に比べて大きな変化を生じていることを考慮し、次のことに留意して、両者の連携の推進に努める必要がある。

すなわち、青少年が家庭外で各種の集団生活を体験し、相互に鍛え合う機会をもつことなどによって、家庭教育だけでは十分に期待できない社会性の涵養や、自主性、創造性の発達を助長することである。元来、家庭教育は親の愛情を基本とする基礎的な教育であるだけに、外部に対しては閉鎖的となり、甘えに流されやすい傾向をもっている。特に最近の核家族化、少子家族化のすう勢は、例えば親の過保護傾向を強め、子供の自主性、社会性や実践力の発達を妨げるきらいがあるので、青少年の団体活動の体験を通じて、子供に自己の生活態度を客観的に見つめる機会を与えたり、自主的又は社会的な活動への意欲を盛り上げることは、青少年の人間形成にとって大切なことである。

一方、家庭教育の担当者である親としては、その切実な愛情や配慮にもかかわらず、家庭内において行われる教育が、青少年の心身の発達にとって完全なものではないことを自覚し、その子供を進んで青少年団体に加入させたり、地域社会の諸活動へ参加させたりするよう努める必要がある。更に進んで、親自らがボランティアとして青少年の指導に当たるなどの体験をもつようになれば、在学青少年に対する社会教育そのものが振興することになり、同時に、このことは家庭内における親子の相互理解を深め、家庭教育の効果を一層高めることになる。

以上のように、親と社会教育に携わる者は、家庭教育と社会教育との基本的な関係について理解を深め、積極的に相互の連携を図っていくことが期待される。

〔学校教育と社会教育〕

学校教育と社会教育との連携に当たっては、まず、両者の境界にあると思われる教育活動について、それぞれの態様に応じて検討し、適切な位置付けを図る必要がある。

その一は、特定の教育活動で、両者がその特質を発揮しつつ相互に積極的に協力し合うことによって、その教育効果の著しい向上が期待できるものである。

これに該当する教育活動としては、例えば学校が社会教育施設で行う活動が考えられる。すなわち、学校が、その教育計画に基づいて特定の学習活動を深めるため図書館、博物館などを利用したり、また、集団生活訓練を行うため少年自然の家、青年の家などを利用するような場合が考えられる。この種の活動は、学校の教育活動の一環として教師の責任の下に行われるものであるが、学校環境とは異なった社会教育施設で、教師と施設職員とが緊密に協力することによって、その教育効果を一層高めることが期待できるものである。この種の相互の協力は現に行われており、将来、社会教育施設の整備とあいまって一層強化されるものと思われる。

したがって、今後、学校は、社会教育についての理解を深め、これら社会教育施設の積極的な利用の促進を図ることが、また、社会教育施設は、これら学校の利用に対して情報を提供するとともに積極的に協力することが大切である。

その二は、従来、学校教育活動として、あるいはまた社会教育活動としても観念されてきた教育活動を適切に位置付けることについて、改めて考え方を整理することが望まれるものである。

これに該当する教育活動としては、例えば、学校の課外のいわゆる部活動、夏季休業中における林間・臨海学校やプールにおける水泳指導のような活動が考えられる。

いわゆる部活動とは、放課後において、児童・生徒が仲間や先輩との触れ合いを通じて人間関係や多様な興味・関心を深め、その個性を発揮する教育活動である。この活動は、児童・生徒の自発性、自主性を生かして行われる教育活動として学校教育における人間形成に大きな役割を果たしてきた面もあるが、学校教育における位置づけは必ずしも明らかでなく、その取扱いは、学校ないし教育委員会の方針にゆだねられてきた。その活動としては、体育的、文化的、生産的な諸活動があるが、その活動内容によっては児童・生徒の学校生活と密着し、学校教育活動として行われることが適当であるものや社会教育活動として行われることが適当であると考えられるものもある。また、学校及び地域の施設・設備の実態や指導者の有無などにより学校教育または社会教育のいずれで行われてもよいものがある。このような部活動の実態に着目し、かつ、さきの保健体育審議会の答申(昭和47年12月20日)における、課外の運動部の活動は学校教育活動としてふさわしい範囲内において効率的に行うべきである旨の指摘を考えてみても、これらの活動の中には社会教育の活動として行うことが適当であると思われるものがある。

夏季休業中の林間・臨海学校やプールにおける水泳指導などは、児童・生徒が学校の生活から離れて、学級や学年などのいわば等質的な集団とは異なった地域社会における、例えば年齢の異なる集団などにおいて多様な体験を得る良い機会である。特に、集団生活訓練などの目的をもって行われる林間・臨海学校と類似の活動は、現に青少年団体などの活動を通じて行われているものが少なくなく、また、プールにおける水泳指導については、現にPTAなどの行う活動として実施されているものもある。したがって、この種の活動は社会教育活動として一層促進されることが考えられる。

(3) 地域社会の協力

青少年の教育については、まだ一般に学校や教師に任せるという気風があつて、地域における社会教育の重要な役割がとかく忘れられがちである。青少年の日常生活が営まれる地域における社会教育活動は、前述のとおり青少年の成長発達によって極めて大切なものであるが、特に、最近の急激な社会構造の変化に伴って都市的な生活様式が広まり、従来の地域的、地縁的な生活の連帯感が弱まって、地域社会における教育機能が失われつつある。したがって、地域住民が青少年の人間形成に果た

す地域社会の役割について理解を深めるとともに、地域における社会教育活動が促進されるよう地域社会の協力が望まれる。

5. 社会教育の条件整備の方策

家庭教育、学校教育と社会教育との連携を円滑に促進するためには、今日著しく立ち後れている社会教育の諸条件を速やかに整備することが緊要である。特に、在学青少年の余暇の増大が予想されることにかんがみ、その整備が一層急がれなければならない。

したがって、国及び地方公共団体は、社会教育関係団体などの協力を得て、次に掲げる諸条件の整備について、長期的かつ総合的視点に立った整備計画を策定し、緊急にその実現を図る必要がある。

(1) 社会教育指導者の養成と確保

ア. 青少年の社会教育活動を促進するに当たっては、有志指導者の活動に期待するところが大きい。したがって、有志指導者の参加を奨励するためその活動に伴う経費について財政的援助の措置を講ずるとともに、その専門的知識や技術などの向上を図るため分野別、段階別などを考慮した研修基準を設け、研修内容の充実に努める必要がある。

イ. 青少年教育を担当する社会教育主事、青少年教育施設職員など、社会教育行政に携わる専門的職員の大幅な増員、適正な配置及び処遇の改善を図るため、必要な財政的援助の措置を講ずるとともに、今後一層専門的な能力が要請されるので、その養成、研修の方策について検討する必要がある。

ウ. 社会教育における大学の果たすべき役割にかんがみ、青少年教育指導者の養成、研修の拡充に資するよう、大学の社会教育に関する講座・学科目の整備充実及び開放講座の実施を促進する必要がある。

エ. 教員の中には、青少年の各種の活動について優れた指導力をもつものが少なくない。これらの教員が青少年に対する理解を深め、有志指導者として青少年の社会教育活動に積極的に参加することを奨励する必要がある。

(2) 各種施設の整備・充実

ア. 施設の整備充実には当たっては、青少年を取り巻く地域の教育環境を総合的に整備するという観点から、設置計画を策定、推進し、施設職員の充実に努める必要がある。この場合、青少年の意向を反映するよう運営上配慮することが肝要である。

イ. 校庭、体育館、プールなどの学校施設の開放を促進するため、これに要する経費について財政的援助の措置を講ずるとともに、各種の団体や企業が有する民間施設についても青少年に広く開放するよう奨励する必要がある。

ウ. 今後、学校を新設するに当たっては、青少年の社会教育活動に開放できるよう建物の配置、構造などに十分な配慮をし、また、団地などの公営集団住宅の建設に当たっては、青少年の社会教育活動の拠点となる施設の付設を考慮することが望まれる。

エ. 青少年が利用する社会教育施設の整備については、公民館、図書館、体育施設、地区青少年センターなどの日常生活圏内に設置すべきものと、少年自然の家、青年の家などの広域圏に設置すべきものとを区分し、それらの施設がその機能を十分に発揮できるよう適正に配置する必要がある。

オ. 青少年団体などが設置する施設に対しては、補助金の交付等財政的援助の措置を講ずるとともに、税法上の優遇措置の拡充を図る必要がある。

(3) 青少年団体活動の振興

ア. 青少年の社会教育活動を促進するため、青少年の団体活動への参加を奨励するとともに、青少年の団体が組織されていない地域においては、例えば施設を利用する青少年の自主的グループの育成を図るなど、その組織化に努める必要がある。

イ. 青少年の団体活動を一層促進するため、その活動が青少年に親しまれ、かつ有益であり、また、親や地域住民の信頼と期待にこたえられるよう活動内容の充実について援助の措置を講ずる必要がある。

ウ. 青少年団体活動を普及し充実するためには、その活動中に生じた事故に対する障害保険制度等の拡充方策を推進する必要がある。

(4) 地域社会の理解と協力の促進

ア. 青少年の社会教育活動について親の理解と協力を促進するため、必要な情報を提供し、家庭教育学級、婦人学級、あるいはPTAなどの学習活動を拡充するとともに、親自らがボランティアとして青少年のための社会教育活動へ積極的に参加するよう奨励する必要がある。

イ. 青少年団体、PTA、婦人団体、町内会(自治会)、青少年育成国民運動の地域組織等の各種団体が、地域社会における青少年の社会教育活動を活発にするために、それぞれの役割を分担し、効果的な活動を実施し得るよう、地域の実情に即した協力組織をつくることが望まれる。これらの組織づくりについてはこれを促進するとともに、その行う活動に対して財政的援助の措置を検討する必要がある。

[要約]

1. 建議の趣旨

生涯教育の観点から、青少年の人間形成に対する家庭教育、学校教育、社会教育相互の補完的な役割を具体化するため、従来、不十分であった在学青少年(小・中学校及び高等学校に在学する児童・生徒)に対する社会教育の在り方、特に家庭教育、学校教育と社会教育との連携の進め方を明らかにした。

2. 審議経過

昭和46年10月25日から今日まで、青少年教育分科会において39回(分科会23回、小委員会16回)にわたって審議を重ね、この間、昭和48年7月には「中間まとめ」を発表し広く関係者の意見も徴して検討し、このたび結論を得たので建議することとした。

3. 建議の要点

(1) 青少年期の人間形成を図るためには、従来の学校教育中心の教育観を根本的に改め、家庭教育、学校教育、社会教育が相互に補完的に役割を果たし得るよう総合的な視点から教育を構想することが重要であること、また、このことについて教育関係者はもとより、広く国民の理解と協力を得ることが必要であることを指摘したこと。

(2) 最近の急激な社会構造の変化によって、青少年を取り巻く教育環境が大きく変わりつつある現実を踏まえ、少・青年期の生活やその成長発達上の課題に応じて社会教育の果たすべき役割を明確にしたこと。

(3) 家庭教育、学校教育、社会教育三者の特質を吟味して、相互の連携の方向を示し、特に学校教育と社会教育との境界線上にある教育活動について、その位置付けに関する考え方を整理したこと。

(4) 今日、著しく立ち後れている社会教育の諸条件、すなわち、指導者の養成、施設の整備、団体活動の充実及び地域社会の協力体制などについて、速やかに拡充整備すべき具体的方策を提示したこと。

4. 内容の骨子

(1) 在学青少年の生活と志向

今日の青少年の志向は、現実の生活において満たされていない場合が少なくない。例えば、青少年の多くが、自然との接触やスポーツ・遊びなどを志向しながらもそれが実現されにくく、その余暇を室内で独りで過ごすという傾向が著しい。また、受験勉強が精神的にも身体的にも大きな負担となっている事実を見過ごすことはできない。

(2) 青少年教育への反省

最近の急激な社会変動に伴う青少年を取り巻く教育環境の変化に対処して、改めて家庭教育、学校教育、社会教育の役割とそれらの相互の連携の在り方が検討されなければならなくなった。今後の社会教育における青少年教育は、これまでの在り方を改め、在学青少年を含めたすべての青少年を対象とし、少年及び青年の発達段階に応じた社会教育独自の役割を明らかにするとともに、家庭教育、学校教育との十分な連携の下に進められる必要がある。

(3) 連携の意義と社会教育の役割

家庭教育、学校教育、社会教育の連携を図るということは、これら三者が青少年の豊かな人間形成のために、それぞれ独自の機能を発揮し調和を保ちながら、相互に補完し合うという関係を成立させることである。例えば、家庭教育で養われた心情や態度を社会教育活動を通じて更に深めたり、学校で学んだ原理的な事柄を社会教育の場で実践し、また社会教育で体験した事柄を学校教育の場で更に体系的に深めるといった有機的な関連をつくることである。

少年を対象とする社会教育の役割は、主として実践や体験を通じて家庭や学校では期待しにくい少年の自発性の伸長と社会性の発達を図るところにある。青年を対象とする社会教育の役割は、主として現実社会の場における実際的、社会的な体験を通じて個性の伸長と社会性の発達を図るところにある。

(4) 家庭教育、学校教育と社会教育との連携の方向

家庭教育と社会教育との連携を進めるに当たって、親及び社会教育に携わる者は、青少年に対する家庭教育は乳幼児から引き続いて人間形成の基本を培うものであるが、子供の発達にとって必要な教育のすべてを行い得るわけではないこと、及び最近の社会変動によって家庭の教育機能が子供の自主性、社会性や実践力の十分な発達を妨げるきらいがあるなど従前に比べて大きな変化を生じていることを考慮し、両者の連携の推進に努める必要がある。

学校教育と社会教育との連携を進めるに当たっては、両者の境界にあると思われる教育活動について、次のような位置付けを図る必要がある。

その一は、特定の教育活動で、両者がその特質を發揮しつつ相互に積極的に協力し合うことによって、その教育効果の著しい向上が期待されるもの。例えば、学校が少年自然の家や青年の家などの社会教育施設を利用して行う活動が考えられる。この種の活動は、学校の教育活動の一環として教師の責任の下に行われるものであるが、学校環境と異なった社会教育施設で、教師と施設職員とが緊密に協力することによって、その教育効果が一層高まるものである。

その二は、従来、学校教育として、あるいはまた社会教育の活動としても観念されてきた教育活動を適切に位置付けることについて、改めて考え方を整理することが望まれるもの。例えば、学校の課外のいわゆる部活動を、夏季休業中における林間・臨海学校やプールにおける水泳指導のような活動が考えられる。いわゆる部活動には学校教育活動として行われることが適当であるものや、社会教育活動として行われることが適当であるものもある。また、学校や地域の実情により、両者のいずれで行われてもよいものがある。夏季休業中における林間・臨海学校やプールにおける水泳指導は、児童・生徒にとって学校の生活から離れ、地域社会における年齢の異なる集団などにおいて多様な生活体験を得るよい機会であり、これらの活動は現に社会教育活動としても行われているので、今後、社会教育活動として一層促進されることが考えられる。

(5) 社会教育の条件整備の方策

国・地方公共団体は、長期的かつ総合的視点に立って次の諸条件を速やかに整備する必要がある。

第一に、指導者の養成、確保については、民間の有志指導者及び社会教育行政に携わる専門的な指導者の養成・確保に努め、また職員が、有志指導者として社会教育活動に参加するよう奨励すること。

第二に、社会教育施設の整備については、青少年を取り巻く地域の教育環境を総合的に整備するという観点から、民間施設を含めて設置計画を策定する必要があること。また、校庭等の学校施設や各種の団体、企業が有する民間施設の開放について必要な措置を講ずること。

第三に、青少年団体活動の充実については、必要な援助の措置を講ずるとともに、障害保険制度の拡充方を推進する必要があること。

第四に、地域社会の理解と協力を促進することについては、必要な情報の提供、家庭教育学級、PTAなど学習活動の拡充を図るとともに、親の有志指導者としての参加を奨励すること。また、青少年の社会教育活動を活発にするための協力組織をつくることが望まれること。